

岡崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、成年後見人等（以下「後見人等」という。）の報酬請求に対し、費用を負担することが困難である者に市が費用を助成することにより、被後見人等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 後見人等報酬を助成する対象者（以下「対象者」という。）は、市内に住所がある者又は法令等により岡崎市が援護の実施者である者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者及びそれに準ずる低所得者で助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者とする。

(助成の申請)

第3条 後見人等報酬の助成を受けようとする者は、成年後見人等報酬助成申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 後見人等報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 後見事務報告書の写し
- (3) 財産目録書の写し及び収支状況が明らかとなるもの
- (4) 後見等開始審判申立事件の審判書謄本の写し
- (5) 登記事項証明書（後見人等が代理申請する場合に限る）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の申請書の提出期限は、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定があった日の翌日から起算して60日以内とする。

(助成の決定)

第4条 市長は、前条の申請に基づき、その内容を審査し、助成の可否を決定し、成年後見人等報酬助成（決定・却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成の範囲)

第5条 助成の範囲は、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額とする。ただし、特別養護老人ホーム等の施設に入所している者については、月額18,000円を、その他の者については、月額28,000円を限度とする。

2 対象者の収入及び資産から後見人等の報酬の一部負担が可能なときは、家庭裁判所が決定する報酬額を月額で算定し、対象者負担を控除したうえ、助成するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、虚偽その他不正の手段により助成金の支給を受けた者がいるときは、助成金の全部又は一部をその者から返還させることができる。

2 市長は、対象者に相続財産や不動産の処分等で収入が生じたことが判明したとき、又

は対象者の死亡時において相続財産があることが判明したときは、助成金を対象者又は相続人に対して返還請求することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

成年後見人等報酬助成申請書

平成 年 月 日

岡崎市長様

申請者 干

住所

(フリガナ)

氏名

印

電話番号

次のとおり、関係書類を添えて申請します。

対象者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 電話番号 - -	
	(フリガナ) 氏名	生年月日(M・T・S 年 月 日)	
後見人等	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ 電話番号 - -	
	(フリガナ) 氏名		
生活保護受給	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日 ~) <input type="checkbox"/> 無		
振込口座 (対象者)	金融機関名	銀行 店 信用金庫 支店 農業共同組合	
	口座番号	普通 ・ 当座 No.	

※添付書類

- (1) 後見人等報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 後見事務報告書の写し
- (3) 財産目録書の写し及び収支状況が明らかとなるもの
- (4) 生活保護受給証明書 (他市区町村で生活保護受給の場合に限る)
- (5) 後見等開始審判申立事件の審判書謄本の写し
- (6) 登記事項証明書 (後見人等が代理申請する場合に限る)

成年後見人等報酬助成（決定・却下）通知書

様

岡崎市長 柴田 紘一

平成 年 月 日付けで申請がありました成年後見人等の報酬の助成について、次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

1 助成決定

対象者 (被後見人等)	住所	
	氏名	
決定年月日	平成 年 月 日	
助成決定額 (対象期間)	金 円 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)	

2 却下

理由

※この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岡崎市長に対して異議申立てをすることができます。また、異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岡崎市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます。